

修正案	現 行
用 語 の 意 義	用 語 の 意 義
この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
1 石 災 法………… 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）をいう。	1 石 災 法………… 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）をいう。
2 大 震 法………… 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）をいう。	2 大 震 法………… 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）をいう。
3 特別防災区域………… 石災法第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。	3 特別防災区域………… 石災法第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
4 特 定 事 業 所………… 石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。	4 特 定 事 業 所………… 石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。
5 特定事業所等………… 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。	5 特定事業所等………… 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
6 災 害………… 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。	6 災 害………… 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
7 防 災 本 部………… 石災法第 27 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等防災本部をいう。	7 防 災 本 部………… 石災法第 27 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等防災本部をいう。
8 現 地 本 部………… 石災法第 29 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等現地防災本部をいう。	8 現 地 本 部………… 石災法第 29 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
9 関 係 市………… 特別防災区域の所在する横浜市及び川崎市をいう。	9 関 係 市………… 特別防災区域の所在する横浜市及び川崎市をいう。
10 特定地方行政機関………… 関東管区警察局、神奈川労働局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安本部をいう。	10 特定地方行政機関………… 関東管区警察局、神奈川労働局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安本部をいう。
11 関係行政機関………… 県、関係市及び特定地方行政機関をいう。	11 関係行政機関………… 県、関係市及び特定地方行政機関をいう。

修正案		現 行	
12	関係公共機関……………	12	関係公共機関……………
	日本赤十字社神奈川県支部、独立行政法人国立病院機構、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力(株)神奈川総支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)N T T ドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）、首都高速道路(株)、 <u>K D D I (株)南関東総支社、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)</u> をいう。		日本赤十字社神奈川県支部、独立行政法人国立病院機構、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力(株)神奈川総支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)N T T ドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）、首都高速道路(株) <u>及びK D D I (株)南関東総支社</u> をいう。
13	防災関係機関……………	13	防災関係機関……………
	県、関係市、特定地方行政機関、関係公共機関及び自衛隊をいう。		県、関係市、特定地方行政機関、関係公共機関及び自衛隊をいう。